

相楽東部広域連合の教育に関する大綱について

策定根拠	○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3
策定主体	○地方公共団体の長（法第1条の3第1項）
策定趣旨	○予算編成・執行や条例提案権を持つ首長が「大綱」を定めることにより、福祉や地域振興などの一般行政と密接に連携させながら、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な進行を図る。（文部科学省通知）
策定内容等	○地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてその目標や施策の根本となる方針を定めるもの ○詳細な施策について策定を求めるものではない。 ○大綱が対象とする期間は4年～5年程度 （いずれも文部科学省通知）
策定・公表手続	○「大綱」を策定又は変更するときは、あらかじめ総合教育会議において協議する必要がある。（法第1条の3第2項） ○「大綱」を策定又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。（法第1条の3第3項）
留意点	○策定に当たっては、国の教育振興計画における基本的な方針を参酌しなければならない。（法第1条の3第1項） ○地方公共団体の長に対し、法第21条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものではない。（法第1条の3第4項）